

河川法の平成9年改正内容

1. 目的に「河川環境の整備と保全」を加え、地域の意見を聴いて河川整備計画を導入

(1) 河川の持つ多様な自然環境や水辺空間に対する国民の要請の高まりに応えるため、河川管理の自的として、「治水」、「利水」に加え、「河川環境」（水質、景観、生態系等）の整備と保全を位置付ける。

(2) 新たな計画制度

○河川整備基本方針（長期的な方針）

・計画高水流量等の基本的な事項について、河川管理者が河川審議会（現：社会资本整備審議会）の意見を聴いて定める。

○河川整備計画（具体的な整備の計画）

・ダム、堤防等の具体的な整備の計画について、河川管理者が地方公共団体の長、地域住民等の意見を聴いて定める。

2. 異常渇水時の円滑な水利使用の調整

○円滑な水利使用の調整を図るため、水利使用者は早い段階から協議に努め、また、河川管理者は情報提供に努めるとともに、水融通に許可が必要とされる場合の手続の簡素化を図る。

3. 堤防やダム貯水池の機能の維持・増進

○堤防やダム貯水池周辺の一定の幅の樹林帯を、保安林制度等と調整の上、河川管理施設として適正に整備又は保全することができるよう措置する。

4. その他

(1) 水質事故処理等の原因者施行・原因者負担

○油の流出など水質事故等について、原因者に処理させ、又は費用を負担させることができることとする。

(2) 不法係留対策の推進

○河川管理者が不法係留船舶等の売却、廃棄等の措置を迅速な手続で行うことができることとする。

河川法の平成9年改正（河川整備の計画について）

